

千葉市と生活協同組合コープみらいとのSDGs推進に向けた 包括的な連携に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップの下で持続可能な社会を実現するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、双方の資源、ノウハウを有効に活用した協働を推進することにより、地域におけるSDGsの推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 環境保全・ごみの削減に関すること。
 - (2) 地域の安全・安心に関すること。
 - (3) 防災・災害対策に関すること。
 - (4) 健康増進・食育に関すること。
 - (5) 高齢者支援に関すること。
 - (6) 子育て支援及び子ども・若者の育成に関すること。
 - (7) 地産地消に関すること。
 - (8) 地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること。
 - (9) その他、SDGsの推進に向けた取組に関すること。
- 2 甲及び乙は前項各号に定める連携事項を円滑かつ効果的に推進するため、甲と乙の双方に窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。
- 3 連携事項の具体的な内容については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た相手方の機密事項を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2ヶ月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年11月28日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番5号
生活協同組合 コープみらい
代表理事 理事長 熊崎 伸